

(目 的)

第一条 この規定は、株式会社ジーティーエス リハビリ特化型デイサービス マイホーム 柏、マイホーム柏 居宅介護支援事業所、マイホーム柏 訪問介護事業所（以下、「会社」という）に勤務するすべての従業員（以下、「従業員」という）に適用し、業務遂行上遵守すべき個人情報の取り扱いに関する事項を定める。

(定 義)

第二条 この規定において「個人情報」とは、業務上取り扱う生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、性別、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む）をいう。

(秘密情報保持義務)

第三条 従業員は、業務上知り得た個人情報を第三者に開示漏洩してはならず、自己又は第三者に興味、利益のために使用してはならない。

- 2 会社の指揮命令により業務遂行のために使用する場合の他は、前条の個人情報をいかなる目的のためにも使用、流用、複製、複写、加工してはならない。
- 3 個人情報が記録されているデータ、文書を会社の許可なく外部に持ち出してはならない。
- 4 業務上の必要があり、個人情報を持ち運ぶ場合は、管理を徹底し、流用、盗難等に十分に注意しなければならない。
- 5 業務上アクセス権限を与えられていない個人情報にアクセスしてはならない。
- 6 業務上の必要があり、個人情報を電子媒体で送信する場合は、セキュリティーの確保された方法で行わなければならない。
- 7 業務上知り得た個人情報を手段の如何にかかわらず、公開してはならない。
- 8 業務に関係のない個人情報を不当に取得してはならない。
- 9 個人情報を廃棄する場合は、会社に相談の上、定められた方法で適切に処理を行わなければならない。
- 10 業務上知り得た個人情報を私的な事に利用してはならない。
- 11 退職時又は会社から指示があつた場合は、直ちに個人情報に関するすべてのデータ、文書を会社に返還しなければならない。
- 12 在職中はもとより、退職後においても個人情報秘密保持義務を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第四条 本規程に定める事項に違反し、会社に損害が発生した場合は、当該従業員はその損害を賠償しなければならない。

- 2 本規程に定める事項に違反した従業員は、前項に定める損害賠償とは別に、就業規則に定める懲戒規定に準じて処分する。

(誓約書の提出)

第五条 すべての従業員は、個人情報秘密保持誓約書に署名捺印の上、業務従事しなければならない。

附 則

(実施期日)

- 1 この規定は、令和４年５月１日より実施する。
- 2 この規程を改廃する場合には、従業員代表者の意見を聴いて行う。